平成29年度12月補正予算の調製について(案)

本県の財政状況は、歳出面では、平成34年度に見込まれる県債償還のピークに向け、公債費が増加を続けるとともに、自然増等により、社会保障関係経費の増加が引き続き見込まれます。また、歳入面では、一般財源収入総額の大幅な伸びが見込めない中、規模の大きい臨時的収入に頼ったこれまでの対応にも限界があるなど、歳入歳出の両面で、より一層深刻な状況となっています。

このため、平成29年度12月補正予算の要求にあたっては、既決予算について 思い切った見直しを行ったうえで、経費の節減や効率化はもとより、事業の休止に 取り組むなど、これまで以上に県費負担の減に努めるとともに、下記事項に留意の 上見積もってください。

また、事業の中止、内容の変更等に伴い減額となる事業、入札残や国庫補助不採択となった事業など、減額が見込めるものについては、最終補正まで持ち越すことなく、今回補正してください。

記

1 歳 入

歳入の各項目については、それぞれ再度見積りを行ってください。

特に、県税収入については、収入実績及び今後の経済動向に十分留意して見 積もってください。

2 歳 出

(1)義務的経費については、今後の所要見込額を十分精査のうえ、必要 額を見積もってください。

また、人件費については、別途配布する「平成29年度人件費の再見積りについて」により見積もってください。

特に、時間外勤務手当等については、ワーク・ライフ・マネジメントにおける目標数値を踏まえたうえで、上半期実績の把握と今後の見通しを十分勘案し見積もってください。

(2) 増額補正となる場合は、既定経費の振替により対応するとともに、事業の実施方法、効果等を十分検討し、必要最小限の経費で見積もってください。

- (3) 災害復旧費については、災害査定の見込み、年度による進捗度を考慮のうえ見積もってください。
- (4) 既定事業であっても、オールインワンシステムによる評価の結果、進度不良あるいは効果不確実と判断された事業経費については、積極的に事業の廃止・見直しを行い、必要な額を見積もってください。
- (5) 「政策的経費」及び「庁舎管理経費等」については、節減努力による減額 分を平成30年度当初予算の要求上限額に加算できることにします。(平成 29年9月〇日付け事務連絡「予算節減制度について」参照。)
- (6) 平成29年度予算において配当留保された経費については、一層深刻な財政状況を鑑み、賃金など義務的な経費を除き、原則として、執行せずに減額補正(又は配当留保分の金額に相当する額の減額補正)を行っていただくとともに、その他の経費についても、(4)の視点などにより、全般的な見直しを行い、県費負担の減がより多くなるよう努めてください。

3 その他

- (1) 提出期限 平成29年10月2日(月)
- (2) 提出部数 3 部
- (3) オールインワンシステムの活用について

今回の補正予算で、新規・一部新規事業やリフォーム事業など、事業内容を大幅に変更して要求する場合には「平成29年度事業マネージメントシート(事務事業)」を作成し、予算見積書と併せて提出してください。